道路の維持管理計画（案）

令和７年５月

国土交通省　東北地方整備局

１．適用の範囲

本基準は、国土交通省東北地方整備局が管理する一般国道（以下「直轄国道」という。）及び直轄で管理する高速道路等（以下「直轄高速道路等」という。）の維持管理に適用します。

２．維持管理の目的

国土交通省東北地方整備局で管理する直轄国道及び直轄高速道路等（別紙－１）を常時良好な状態に保つことと、これらが有する下記機能を発揮させることを目的に、維持管理を実施します。

①我が国の経済・社会活動の基盤としての中枢的な交通インフラとしての機能

②国際物流や都道府県境を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能

③災害時や降雪・豪雨等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能

④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能

３．ICT・AI 等の新技術の活用

直轄国道の維持管理にあたっては、ICT・AI 等の新技術を活用することで、より効率的な維持管理を目指します。

４．道路巡回

道路巡回は、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異状等に対して、適宜の措置を講ずるため、通常巡回、定期巡回、異常時巡回ごとに以下のとおり実施します。

①通常巡回

通常巡回は、主に道路パトロールカー等により、道路の異状、道路利用状況等を目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認するものとし、原則として以下の頻度で実施します。

平均交通量	５０，０００台／日以上	：１日に１回
〃	５，０００台／日以上５０，０００台未満	：２日に１回
〃	５，０００台／日未満	：３日に１回

なお、直轄高速道路等の通常巡回は、高速道路株式会社が管理する高速自動車国道や自動車専用道路に接続しない区間を除き、原則として１日に１回以上の頻度で実施します。

②定期巡回

定期巡回は、徒歩にて道路施設の状況等を確認するため、原則として年に１回の頻度で実施します。

③異常時巡回

異常時巡回は、豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、適宜実施します。

④支援技術

支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。

なお、道路の存する地域の地形の状況、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度で実施します。
また、道路緊急ダイヤル（＃9910）による情報収集等、道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用にも努めます。



【落下物の回収】



【豪雨時の異状箇所確認】



【道路標識上の積雪処理】

５．清掃

清掃については、路面清掃、歩道清掃、排水構造物清掃ごとに以下のとおり実施します。

①路面清掃は、通行車両に対する安全性の確保、走行の快適性や沿道環境の向上のため、以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施します。

ＤＩＤ区間：年間６回

その他地区：年間１回

※ＤＩＤ：人口集中地区（人口密度が 4,000 人/km2 以上の基本単位が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定されます）

なお、作業の実施にあたっては、路面清掃車による機械清掃を基本とします。

②歩道清掃は、歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。

③排水構造物清掃は、土砂等の堆積等による通水阻害を防止するため、通水阻害箇所を抽出した上で、年１回を目安とし、適切な頻度を設定し実施します。

なお、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度で実施します。



【路面清掃】



【歩道清掃】



【側溝清掃】

6．除草

除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で実施します。

・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
・運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

なお、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず適切な頻度で実施します。



【除草前】



【除草中】



【除草後】

7．剪定

剪定は、植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性の確保や沿道環境の向上等のため、管内の植栽管理全体について以下の頻度を目安として実施します。

高木・中低木：３年に１回程度
ただし、樹種による生長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定します。
寄　　植：１年に１回程度

なお、景観への配慮、地域の特性、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度で実施します。



【剪定作業の状況】



【剪定前】



【剪定後】

８．除雪

除雪は、安全で円滑な冬期道路交通の確保が図られるよう、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、運搬排雪、歩道除雪、凍結抑制剤散布ごとに以下を目安としつつ、降雪量や道路の存する地域の地形の状況等に応じた適切な措置を講じ実施します。

①新設除雪は、5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し交通に支障をきたす恐れがある場合に実施します。

②路面整正は、連続降雪による圧雪成長や路面残雪により、放置すると道路交通の確保が困難な状態となる恐れがあり、路面の平坦性を確保する必要がある場合に実施します。

③拡幅除雪は堆積した雪により必要な車道幅員及び堆雪幅が確保されておらず、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、又は新雪除雪の実施が困難な場合に実施します。

④運搬排雪は、堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想され、かつ道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

⑤歩道除雪は、必要な区間において、歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

⑥凍結抑制剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施します。
散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は 20ｇ/㎡程度を目安として、対象区間の状況に応じた散布量を適宜設定します。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策　中間とりまとめ（令和 3 年 3 月）」を最大限尊重のうえ、「人名を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に努めます。



【車道除雪の状況】



【凍結抑制剤の散布状況】



【歩道除雪の状況】

９．施設点検

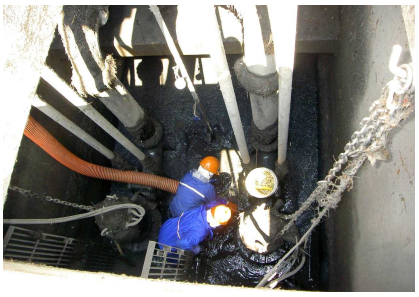
施設点検は、法令等に基づき道路の機械施設、電気通信設備（道路照明、道路情報板、道路管理用カメラ、トンネル非常用施設、道路排水設備（ポンプ）など）について、保守・点検・清掃を実施するものです。



【道路情報板の点検状況】



【ﾄﾝﾈﾙ非常用施設の点検状況】



【排水ポンプの点検状況】

１０．照明施設の維持

照明施設の維持は、ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施します。なお、灯具等の交換にあたっては、経済比較等により適切な灯具を選定するとともに、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力需給契約の変更申請手続きを行います。

１１．橋梁の点検・補修

橋梁の点検は、「橋梁定期点検要領」に基づき実施し、供用開始後２年以内の初回点検および２回目以降は５年に１回の頻度で定期点検を行い、橋梁の健全性を確認します。

橋梁の補修は、橋梁の高齢化や気象条件（雨、風など）、外的要因（大型車交通量など）等による損傷を補修することにより、橋梁の長寿命化を図るとともに、安全で円滑な交通の確保、第三者への被害防止のために実施します。

なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施します。



【橋梁点検車による点検】



【鋼材腐食】



【塗装、当て板補強】

１２．道路トンネルの点検・補修

道路トンネルの点検は、「道路トンネル定期点検要領」に基づき実施し、建設後１年から２年の間に初回点検および２回目以降は５年に１回の頻度で定期点検を行い、道路トンネルの健全性を確認します。

道路トンネルの補修は、定期点検結果に基づいて、道路トンネルごとに次回の点検、補修等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。

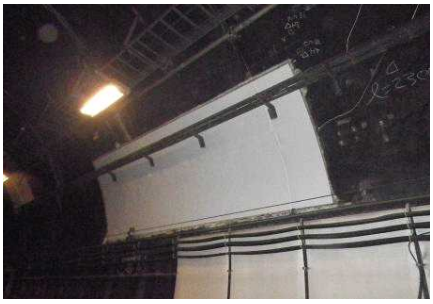
なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、長寿命化修繕計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施します。



【トンネル点検の状況】



【コンクリートのひび割れ】⇨



【炭素繊維による補修】

１３．大型附属物の点検・補修

大型附属物の点検は、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等を対象の構造物として、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」、「歩道橋定期点検要領」、「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、シェッドは建設後２年以内に、大型カルバート・横断歩道橋は供用開始後２年以内に初回点検を実施し、２回目以降は５年に１回の頻度で定期点検を行い、構造物の健全性を確認します。

大型附属物の補修は、定期点検結果を踏まえ、構造物ごとに次回の点検、補修等の時期を明示した個別施設計画に基づいて、計画的に補修等の対策を実施します。

なお、定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、個別施設計画にかかわらず、必要な補修等の対策を実施します。

１４．舗装の点検・補修

舗装の点検は、「舗装点検要領」に基づき実施し、全路線、全車線を対象に５年に１回の頻度で点検を行い、舗装の健全性を確認します。

舗装の補修は、健全性の診断に基づき、舗装の修繕が効率的に実施されるよう、必要な措置を講じます。

なお、道路巡回等により、緊急対策が必要な路面上の穴ぼこ等の損傷を発見した場合には、部分的な補修等の対策を実施します。



【補修前の状況】



【切削オーバーレイ作業中】



【補修後】

１５．特定道路土工構造物の点検・補修

特定道路土工構造物の点検は、「道路土工構造物点検要領」に基づき実施し、５年に１回の頻度で定期点検を行い、構造物の健全性を確認します。

特定道路土工構造物の補修は、健全性の診断に基づき、適切な方法と時期を決定し、必要な措置を講じます。

１６．防災点検・対策（防災防雪対策含む）

防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所及び防災ｶﾙﾃ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として年に１回の頻度で実施します。

防災対策は、過去の防災点検結果および現地点検等により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して、計画的に実施します。

なお、緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施します。



【法面点検の状況】



【不安定な法面】



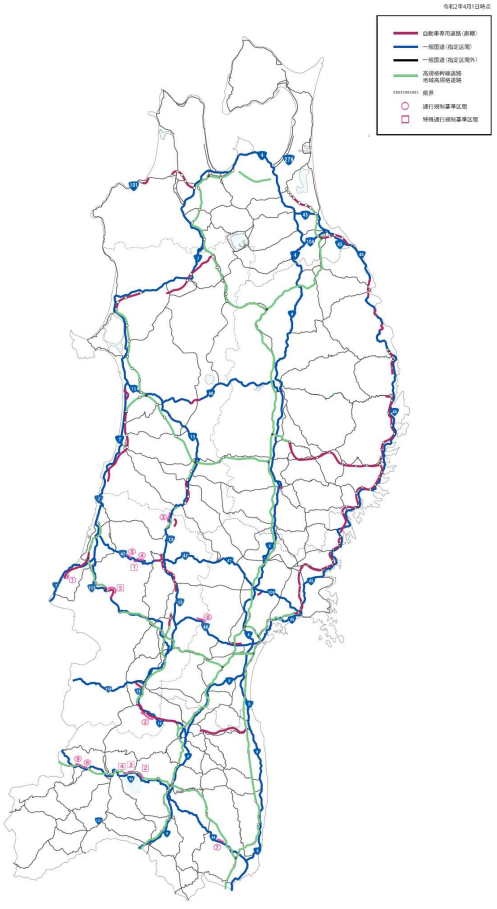
【法枠による法面保護】

＜異常気象時通行規制区間＞

No.	路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長（km）	規制基準雨量	危険内容
①	国道 7号	鶴岡市堅苔沢字深浦 鶴岡市堅苔沢字宮田	1.4	連続雨量 180mm	落石 地すべり
②	国道 13号	福島市飯坂町中野字俎石 米沢市万世町刈安字赤浜	19.0	連続雨量 180mm	落石、法面崩壊
③	国道 13号	最上郡金山町外沢 最上郡真室川町及位	4.7	連続雨量 150mm	落石、地すべり 土石流
④	国道 47号	新庄市畑 最上郡戸沢村蔵岡	1.0	連続雨量 150mm	地すべり
⑤	国道 47号	最上郡戸沢村猪鼻 最上郡戸沢村草薙	8.0	連続雨量 150mm	落石、地すべり
⑥	国道 48号	仙台市青葉区作並長袋 東根市大字関山字大滝	11.7	連続雨量 180mm	落石
⑦	国道 49号	いわき市好間町北好間字猪ノ鼻 いわき市三和町合戸字入藪	4.5	連続雨量 200mm	落石、地すべり
⑧	国道 49号	河沼郡柳津町藤字古市 耶麻郡西会津町野沢字田中甲	9.5	連続雨量 150mm	落石
⑨	国道 49号	耶麻郡西会津町上野尻字寺林 耶麻郡西会津町宝沢字坊ノ前	5.2	連続雨量 150mm	落石

＜特殊通行規制区間＞

No.	路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長（km）	規制条件	危険内容
1	国道 47号	最上郡戸沢村大字蔵岡字黒渕 最上郡戸沢村大字古口字真柄	0.9	河川氾濫による危険	河川氾濫
2	国道 49号	郡山市熱海町大字中山字西樋ノ下 耶麻郡猪苗代町大字山潟字上戸前	6.7	風速12m/sで吹雪	吹雪
3	国道 49号	耶麻郡猪苗代町大字山潟字上戸前 耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜	13.4	風速12m/sで吹雪	吹雪
4	国道 49号	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜 会津若松市河東町大字八田字村西甲	9.9	風速12m/sで吹雪	吹雪
5	国道 112号	西村山郡西川町大字月山沢 鶴岡市田麦俣	16.7	吹雪による視界不良	吹雪



「異常気象時通行規制区間」とは、大雨・台風などの異常気象時に、被害が発生する恐れのある地域において、連続雨量が規制基準に達した場合に通行規制を行う区間。

※「特殊通行規制区間」とは、気象や現地の状況等から判断して、危険が予想される場合に通行規制を行う区間。

図－１　東北整備局管内の通行規制区間

１７．橋梁の耐震補強

橋梁の耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、県庁所在地間を結ぶ道路のうち、大規模地震の発生が予測されている地域等の橋梁について重点的に実施します。

なお、緊急的な対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、必要な対策を実施します。

※「緊急輸送道路」とは、大規模な地震が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧などを広域的に実施するために指定された重要な路線。


【対策前：橋脚補強】


【対策後：橋脚補強】


【対策前：落橋防止ｼｽﾃﾑ】


【対策後：落橋防止ｼｽﾃﾑ】

１８．防雪対策（一般防雪）

防雪対策（一般防雪）は、下記について実施します。

・冬期交通確保（大雪時含む）に向けた防雪関連施設の整備
・防災点検の要対策箇所の解消（雪崩、地吹雪）
・消融雪施設整備
・防雪関連施設の老朽化対策


【地吹雪状況】


【対策後イメージ】

１９．凍雪害防止

凍雪害防止は、堆雪幅の確保及び流雪溝の整備を重点的に実施します。

なお、堆雪幅の確保及び流雪溝の整備にあたっては、除雪作業の効率化を勘案した優先箇所を選定し実施します。



【対策前の状況】



【堆雪幅の整備例】

２０．事故その他の応急時における対応

交通事故等の事象の発生に伴い、直轄国道及び直轄高速道路等において通行規制を行う際は、他の道路の道路管理者及び都道府県公安委員会等の関係機関と緊密な連携を図り、適切な道路情報の提供等に努めます。

なお、落下物の処置、路面や附属物の補修などの応急対策の実施にあたっては、上記にかかわらず、通行の安全確保等の観点から、適宜、適切に実施します。

２１．道路の異常発見時の連絡先等

（１）道路緊急ダイヤル（通話料無料，２４時間受付）
・道路の異常を発見した場合、直接、道路管理者に緊急通報するダイヤルです。
＃９９１０
・LINE アプリによる通報も可能です。（二次元コードを読み込み友達登録が必要）

（２）道の相談室
・「道の相談室」は、幅広く道に関する相談を受付け、いただいたご意見・苦情等に速やかに対応するための窓口です。連絡先は以下で案内しています。
https://www.mlit.go.jp/road/soudan/

（３）「東北の道路」の総合情報サイト
・路面の状況など、ライブカメラで確認することができます。ドライブの計画に、お出かけ前にチェックすると便利です。
https://www.thr.mlit.go.jp/road/koutsu/index.html

（４）道路情報提供システム
・道路に関するいろいろな情報が見られます。
https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/

（別紙－１）

路線名	管理区間		区間延長	管理している事務所
	起点	終点		
一般国道4号	栃木・福島県境 （福島県西白河郡西郷村）	青森県青森市	570.5 km	・郡山国道事務所 ・福島河川国道事務所 ・仙台河川国道事務所 ・岩手河川国道事務所 ・青森河川国道事務所
一般国道6号	茨城・福島県境 （福島県いわき市）	宮城県仙台市	158.2 km	・磐城国道事務所 ・仙台河川国道事務所
一般国道7号	新潟・山形県境 （山形県鶴岡市）	青森県青森市	447.5 km	・酒田河川国道事務所 ・秋田河川国道事務所 ・能代河川国道事務所 ・青森河川国道事務所
一般国道13号	福島県福島市	秋田県秋田市	369.9 km	・福島河川国道事務所 ・山形河川国道事務所 ・湯沢河川国道事務所 ・秋田河川国道事務所
一般国道45号	宮城県仙台市	青森県青森市	785.1 km	・仙台河川国道事務所 ・南三陸沿岸国道事務所 ・三陸国道事務所 ・青森河川国道事務所
一般国道46号	岩手県盛岡市	秋田県秋田市	93.8 km	・岩手河川国道事務所 ・秋田河川国道事務所
一般国道47号	宮城県仙台市	山形県酒田市	139.4 km	・仙台河川国道事務所 ・山形河川国道事務所 ・酒田河川国道事務所
一般国道48号	宮城県仙台市	山形県山形市	53.4 km	・仙台河川国道事務所 ・山形河川国道事務所
一般国道49号	福島県いわき市	新潟・福島県境 （福島県耶麻郡西会津町）	173.3 km	・磐城国道事務所 ・郡山国道事務所
一般国道101号	青森県青森市	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町	23.2 km	・青森河川国道事務所
一般国道104号	青森県八戸市	青森県三戸郡三戸町	18.3 km	・青森河川国道事務所
一般国道108号	宮城県石巻市	宮城県大崎市	40.2 km	・仙台河川国道事務所
一般国道112号	山形県山形市	山形県鶴岡市	101.7 km	・山形河川国道事務所 ・酒田河川国道事務所
一般国道113号	新潟・山形県境 （山形県西置賜郡小国町）	山形県南陽市	51.8 km	・山形河川国道事務所
一般国道115号	福島県相馬市	福島県伊達市	45.6 km	・福島河川国道事務所
一般国道283号	岩手県釜石市	岩手県遠野市	33.7 km	・南三陸沿岸国道事務所
東北横断自動車道	宮守IC （岩手県遠野市）	東和IC （岩手県花巻市）	23.6 km	・南三陸沿岸国道事務所
	遠野IC （岩手県遠野市）	宮守IC （岩手県遠野市）	10.0 km	・南三陸沿岸国道事務所
日本海沿岸東北自動車道	本荘IC （秋田県由利本荘市）	岩城IC （秋田県由利本荘市）	21.6 km	・秋田河川国道事務所
	釈迦内PA （秋田市大館市）	小坂JCT （秋田県鹿角郡小坂町）	13.7 km	・能代河川国道事務所
	あつみ温泉IC （山形県鶴岡市）	鶴岡JCT （山形県鶴岡市）	24.8 km	・酒田河川国道事務所
	酒田みなとIC （山形県酒田市）	遊佐比子IC （山形県飽海郡遊佐町）	5.7 km	・酒田河川国道事務所
	遊佐比子IC （山形県飽海郡遊佐町）	遊佐鳥海IC （山形県飽海郡遊佐町）	6.2 km	・酒田河川国道事務所
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島JCT （福島県福島市）	福島大笹生IC （福島県福島市）	0.9 km	・福島河川国道事務所 ・山形河川国道事務所
	福島大笹生IC （福島県福島市）	福島県境 （福島県福島市）	16.2 km	
	福島県境 （福島県福島市）	米沢北IC （福島県福島市）	19.0 km	
	東根IC （山形県東根市）	尾花沢IC （山形県尾花沢市）	23.0 km	
19路線　計			3,270.3km	

・令和７年４月１日現在の管理延長は、１９路線で約３，２７０．３ｋｍ。
・１３事務所：４１出張所において道路維持管理を実施。

令和7年4月1日時点

管理区間図

